

起因物（小）別コードno.151 旋盤労働災害発生状況

業種別旋盤労働災害発生状況（1999-2021年）

業種	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
010101 肉製 品、乳 製品製 造業																								
010102 水産食 料品製 造業			1																	1				2
010103 農業保 存食料 品製造 業																								
010104 パン、 菓子製 造業				1																				1
010105 酒類製 造業						1																		1
010106 飲料 （酒類 を除 く）製 造業																								
010109 その他 の食料 品製造 業												1											1	2
0101 食料品 製造業			1	1		1						1								1			1	6

プラスチック製品製造業			12		8		9	4	3	7	4	5	5	6	3	7	2	7	4	2		4	7	99
010806 ゴム製品製造業			6		8		5	2	3	5	1	2	4	4	1	3	2	4	2	6	5	4	3	70
010807 皮革・同製品製造業																								
010808 塗料製造業																								
010809 化学肥料製造業										1					1					1				3
010899 その他の化学工業					2		1	2		1	1		1				2		3		1		1	15
0108 化学工業			21		19		15	9	6	14	6	8	11	10	6	10	6	11	9	9	7	8	13	198
010901 セメント・同製品製造業			1									1												2
010902 ガラス・同製品製造業										1		1	1	1				1	1	1	1			8
010903 陶磁器・同							3	1	3		1		1	1		1			1					12

011109 その他 の非鉄 金属製 造業			5		1			1		2	2	1	3		1	1		2	1	4	1	4	2	31
0111 非鉄金 属製造 業			10		4		3	4	2	5	6	2	4	2	3	3	1	5	2	4	1	5	4	70
011201 洋食 器・刃 物製造 業			3		4		1	1		4		1				3						1		18
011202 ねじ等 製造業			6		5		10	4	9	13	5	5	5	10	7	4	7	6	5	6	5	4	5	121
011203 金属プ レス製 品製造 業			9		9		5	7	6	4	6	1	9	8	4	1	3	8	2	3	5	4	6	100
011204 めっき 業									1	2	4		2	1		2	2		1				1	16
011209 その他 の金属 製品製 造業			146		116		94	141	114	105	86	81	76	89	94	66	89	65	54	65	69	74	62	1,686
0112 金属製 品製造 業			164		134		110	153	130	128	101	88	92	108	105	73	104	79	62	74	79	83	74	1,941
011301 機械 (精密 機械を 除く)			176		133		142	133	106	133	96	116	122	110	83	75	95	78	75	86	76	50	79	1,964

0201	石炭鉱業																			
020201	採石業			1											1					2
020202	砂利採取業																			
020209	その他の土石採取業																			
0202	土石採取業			1											1					2
020301	金属鉱業																			
020302	石油等鉱業																			
020309	その他の鉱業 -その他																			
0203	その他の鉱業																			
02	鉱業			1											1					2
030101	水力発電所等建設工事業																			
030102	トンネル建設工事業																			

030103	地下鉄 建設工 事業																					
030104	鉄道軌 道建設 工事業																					
030105	橋梁建 設工事 業							1					1	1								3
030106	道路建 設工事 業		1	1				1											1			4
030107	河川土 木工事 業																					
030108	砂防工 事業																					
030109	土地整 理土木 工事業																					
030110	上下水 道工事 業		1			1		2	2	1	1											8
030111	港湾海 岸工事 業																	1	1			2
030199	その他 の土木 工事業							1	3		1	1			1		1	1		1		10

0301 土木工 事業			2		1		1		1	7		3	2	1		1	1	1		1	2	2	1	27
030201 鉄骨・ 鉄筋コ ンク リート 造家屋 建築工 事業			1			2	3				4			3		3		2		1	1	1	1	22
030202 木造家 屋建築 工事業						1	2	1	1						1					1				7
030203 建築設 備工事 業			4		4		2	1	1	2			1			2		1	1				1	20
030209 その他 の建築 工事業			3					2	1			1	1	3		1		2		1	1	1	2	19
0302 建築工 事業			8		4		5	6	4	4	4	1	2	6	1	6		5	1	3	2	3	3	68
030301 電気通 信工事 業			1										2		1									4
030302 機械器 具設置 工事業			1				1	2	1	1	2		1	1	1		1	3		1	1		2	19
030309 その他 の建設 業－そ の他			1				2			1				1		1		2				2	1	11

17 其 他の事業																							
0 全産業	4	4	8	2	2	2	1	3	3	3	3	3	3	5	5	1	6	1	1	1	1	1	66

出典：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.htm> (MHLW, Japan)

旋盤を起因物（小）とする死亡災害事例（2012-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労働 者規 模
2012	12	9 ～ 10	被災者は汎用旋盤を使用しカムシャフトのバリ取りを行っていたところ、高速回転により偏心したカムシャフトが根本から切断・飛来し、被災者の顔面を直撃した。	11509	4	300 ～
2012	12	12 ～ 13	被災者は旋盤を用いて鋼棒を切削加工する作業を行っていたところ、何らかの拍子に着用していた上着が加工中の製品に巻きついた。同僚が巻き込まれている被災者を発見し、病院に搬送するも頸椎圧迫により死亡した。	11209	7	1～9
2012	12	9 ～ 10	被災者は大型の金属加工用機械の中に入り蛍光灯の取替作業をしている際、別の作業員が機械の起動ボタンを押したため、機械内の回転テーブルが稼働し、回転テーブルに巻き込まれ死亡した。	11502	7	30～ 49
2013	12	12 ～ 13	被災者は、旋盤を使用して自動車部品工作機械の部品の表面処理加工をしていたところ、身体の一部が巻き込まれ、当該機械に強打した。	11209	7	10～ 29
2013	12	20 ～ 21	被災者は、NC旋盤により産業用ロボット部品の製造を行っていたところ、製品固定用の「扇爪」と呼ばれる6.5キロの固定金具が外れ、機械内部に当たって跳ね返り、機械から飛び出して被災者の腹部に激突した。扇爪は3個あるが、そのうち2個が外れ、扇爪を固定していた4本のボルトはすべて破断していた。尚、加工箇所には安全扉が設けられているが、災害発生当時は閉じられていなかった。	11301	4	10～ 29
2013	2	10 ～ 11	被災者は、NC旋盤を用いて機械部品の仕上げ作業を行っていたところ、回転していた機械部品に上半身を巻き込まれ、被災した。尚、被災者は、機械部品の先端部を紙ヤスリで研磨する作業を行っていた。	11301	7	10～ 29
2013	11	10 ～ 11	被災者は、大型旋盤機械を使用して加工するローラー（製品、直径約1.5メートル、長さ約3メートル）を回転させながら、紙やすりでローラーの端部を研磨する仕上げ作業を行っていた。何らかの理由で作業位置を移動した際、ローラーの中心を正確に固定するためにローラーの一部に取り付けていた治具のボルトに作業着が巻き込まれ、ローラーとともに回転し、床面等と激突して死亡した。	11301	7	10～ 29
2013	10	5 ～	大型旋盤（φ5.5m）のテーブル上に固定したバランスウエイト（重量約3t）が回転中のテーブル上から外れ、遠心力で旋盤から約4.6m飛散し、近くにいた旋盤工とクレーン運転士に激突し、クレーン運転士が死亡した。	11301	4	1000 ～

		6				9999
2014	11	10 ～ 11	タレット旋盤に円筒状の金属材料を取付けた後、加工物のプレを止めるため、金属片の当て板とボルトで固定して機械を動かしたところ、加工物の回転とともに当て板の一枚が外れ飛び、加工物の旋盤から突出した部分が折れ曲がり、付近で様子を見ていた被災者に激突した。	11301	6	1～9
2014	10	8 ～ 9	金属棒素材から円柱形状の加工物を旋盤で削り出す作業を行っていたところ、回転中の加工物に作業着の袖（肩付近）が巻き込まれ、作業服により頸部を圧迫され、窒息死した。	11209	7	10～ 29
2014	3	15 ～ 16	6尺旋盤の清掃作業をしていたところ、稼働中の機械に片腕を巻き込まれ、病院へ搬送されたが、死亡した。	11209	7	1～9
2014	2	16 ～ 17	NC旋盤で長尺物の金属材料（長さ1845mm、直径30mm）を加工中、材料取付口から突き出していた加工材を手で保持していたところ、当該加工材が被災者に激突した。	11301	6	30～ 49
2014	1	14 ～ 15	金属部品を旋盤に取り付け、切削作業後、表面の仕上げをするため、金属部品を旋盤に取り付けたまま回転させ、両手でペーパー掛けを行っていたところ、着用していた軍手が回転している旋盤の当該金属部品取り付け部に巻き込まれ、そのまま上腕ごと旋盤に引き込まれた。	11203	7	10～ 29
2015	11	9 ～ 10	切削機械で鋼材（L＝2m、φ20mm）の端部を加工中、回転している鋼材に手を出してしまい、その反動で後方に飛ばされ、床面または柵に後頭部を強打したと推定される。一人作業であり、災害を目撃した者はいない。加工する側と反対側の鋼材が折れ曲がって、床面に打ち付けられていたのを不審に思った同僚が近寄ったところ、仰向けで倒れている被災者を発見した。	11209	6	30～ 49
2016	12	14 ～ 15	複合加工機の完成時検査において本体内部から異音を確認されたため、労働者2名で、異音の発生源を特定する調査をしていた。複合加工機の正面側にある操作盤で1名の労働者が機械を操作し、背面側で被災者が本体内部を覗きこんだところ、機械の可動部と強電盤のフレームとの間ではさまれた。	11301	7	1～9
2016	11	16 ～ 17	橋梁の耐震補強用アンカーボルト（直径75ミリ、長さ1600ミリ）を自動送り型普通旋盤にて加工中、自動送りによる加工が終了するため、被災者が椅子から立ち上がろうとしたところ、前のめりになり回転していたアンカーボルトに右腕が巻き込まれ、その反動により身体が一回転し、旋盤の端部に頭部を打ち付けた。	11202	7	10～ 29
2016	7	15 ～ 16	普通旋盤を使用して、機械器具の部品（外径76.3mm、長さ2712mm）を製造していた被災者が、チャック側の端部の溝切削加工部のバリ取りのため、金属板に取り付けたサンドペーパーを押し当てて研磨作業をしていたところ、身体が巻き込まれ死亡した。	11209	7	30～ 49
2016	6	10 ～ 11	旋盤を用いて、長さ約2mの鋼管を1500rpmで回転させ、スポンジ研磨剤で表面を研磨する作業を行っていたところ、突然鋼管が折損し、右顔面を強打した。	11301	6	50～ 99
2016	3	9 ～ 10	機械加工実習室に搬入した旋盤（約1.5t）を被災者を含む作業員2名で油圧ジャッキを使用して設置作業中、ジャッキ上に載っていた旋盤を台木上に載せるため、台木を旋盤下に置きジャッキダウンを行ったところ、旋盤が傾き横転し、被災者が旋盤の下敷きとなった。なお、被災者は救急搬送により病院に搬送されたが、死亡した。	30302	6	1～9
2016	1	9 ～ 10	NC旋盤を使用して、一般機械器具の部品（径φ6.3mm、長さ215mm）を製造していた被災者が、加工後の材のバリ取りをするため、旋盤のカバーを開け回転中の加工物にサンドペーパーを押し当てていたところ、着衣の一部ごと巻き込まれ、頭部などを強く打ち死亡した。	11301	7	10～ 29
		10	汎用旋盤を用いて合金の円盤の切削加工を行っていた際に、回転していたチャックに取り付けられた加工物を保持す			

2017	5	～	るための金属製の爪に頭部が接触し、死亡した。発見時、加工物は取り外されており、加工物がない状態でチャック	11509	3	30～ 49
	11		が回転していた。			
2018	9	8	NC旋盤の保護扉を開けた状態で、手で持った紙やすりを円筒形の鋼製材料の表面に押し当てて研磨していたところ、回転軸に巻き込まれ、回転した身体（頭部）が機械内部に激突した。	11502	7	1～9
	9					
2019	1	16	工場において旋盤を使用してのシャフト（鉄製パイプ状、重さ10キログラム）の磨き作業を行う際、回転したシャフトが被災者の頭に当たり、死亡したもの。災害発生時、チャック側のシャフトは固定してあったが、芯押し台側の	11301	6	30～ 49
	18		シャフトは芯押し台のセンターから外れていた。			
2020	10	14	被災者は、船舶の部品（軸受け。直径約50cmの半円状で重量72kg。）を製作するため、NC旋盤（横中ぐり機）を用いて表面加工を行っていたところ、当該旋盤の回転部分に巻き込まれ、頭部損傷及び左腕切断により死亡	11209	7	30～ 49
	16		したものの。			

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_02.html